

## 委員会提出議案第5号

### 竜巻災害に対する対策の強化を求める意見書

本年9月2日に発生した竜巻により、本市岩槻区内においては、屋根瓦の飛散や道路カーブミラーの変形など、この竜巻が原因と推察される被害が確認されました。また、埼玉県内においても、同月に発生した2回の竜巻により、越谷市や松伏町を始め、複数の自治体において甚大な人的・物的被害が生じました。

竜巻災害は、その発生を予測することが難しく、被災する地域も局地的ですが、住宅や公共施設等の損壊はもとより、商工業・農業等の地域経済、さらに、被災者の日常生活に与える影響は極めて大きいものとなります。

竜巻を含む自然災害により被災した者に対し、国などが支援金を支給する現行の被災者生活再建支援制度は、同一災害で被災しても、市区町村又は都道府県の全壊世帯数によっては制度が適用されず、被災した自治体間においても不均衡が生じています。

また、屋根が滅失するなどの竜巻災害に特有の住宅被害に対して、同制度は半壊とみなされない一部損壊を対象としていないことから、当該被災世帯に支援金が支給されない状況にあります。

よって、国においては、被害の実情に即した被災者支援の充実を図り、竜巻災害に対する対策を強化するため、以下の事項を実施するよう強く求めます。

- 1 被災者生活再建支援制度の適用は、竜巻災害の被害の特殊性を考慮し、被害認定基準の弾力的な運用を図るとともに、同制度の見直しを早急に検討すること。
- 2 被害を受けた民間の法人や個人事業者、農業者に対しては、資金調達の支援や助成制度の創設など、十分な財政的支援を行うこと。
- 3 災害廃棄物の処理が迅速に進むよう、被災自治体を支援すること。
- 4 竜巻発生を観測体制や情報伝達手段を強化すること。あわせて、竜巻災害に係る対処方法等、国民に適切な知識の普及・啓発を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月20日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 稲川晴彦